

検査命令免除食品等

- (1) カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）
以下のURLに掲載される輸出者から輸出されたもの。
・ Canadian Food Inspection Agency ホームページ
<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/fispoi/export/coupaye.shtml>
- (2) 韓国産豚肉（スルファジミジン）
別表15に掲げる処理場において処理されたもの。
- (3) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）
別表16で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
養殖加工ひらめについては、別表16で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
ただし、以下の4養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。
① 先進水産（登録番号：K-F-JN-307）
② 一子水産（登録番号：K-F-JN-379）
③ 孝賢水産（登録番号：K-F-JN-382）
④ 廣林水産（登録番号：K-F-CJ-649）
- (4) 韓国産生鮮青とうがらし（フルキンコナゾール）
別表17に掲げる輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (5) 韓国産生鮮トマト（フルキンコナゾール）
別表19に掲げる輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (6) 韓国産生鮮ミニトマト（フルキンコナゾール）
別表20に掲げる輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (7) 韓国産生鮮パプリカ（クロルピリホス）
別表21に掲げる輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (8) タイ産生鮮おくら（EPN）
別表22に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (9) タイ産生鮮グリーンアスパラガス（EPN）
別表23に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (10) タイ産生鮮バナナ（シペルメトリン）
別表24に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (11) タイ産生鮮マンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）
別表25に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (12) タイ産冷凍カットマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）
別表26に掲げる製造者で製造されたもの。

(13) タイ産フリーズドライマンゴー(クロルピリホス、プロピコナゾール)
以下の製造者で製造されたもの。
製造者名：Chanthaburi Global Foods Co.,Ltd.

(14) タイ産生鮮マンゴスチン (イマザリル)
別表27に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(15) 台湾産豚肉 (スルファジミジン)
別表28に掲げる処理場において処理されたもの。

(16) 中国産養殖鰻及びその加工品 (オキシリニック酸、スルファジミジン)

①養殖活鰻

別表29に掲げる養殖場で養殖されたもの。

②養殖鰻加工品

別表30に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。

ただし、同表に関わらず、以下の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。

加工場名：CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.

住 所：LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA

(17) ニュージーランド産生鮮グリーンアスパラガス (ジクロロボス及びナレド)
別表31に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(18) フィリピン産生鮮アスパラガス(ジフェノコナゾール)
以下の輸出者から輸出されたもの。

①輸出者名：MD Agri Ventures Inc.

②輸出者名：Dole Philippines, Inc.

(19) フィリピン産生鮮おくら(テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)
別表32に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(20) フィリピン産生鮮マンゴー (クロルピリホス、シペルメトリン、フェントエー
ト)

別表33に掲げる輸出者から輸出されたもの。